

第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会

1. 日 時

平成14年3月27日(水) 14時00分から

2. 場 所

神戸市中央区港島中町7丁目5番1号
ホテルパールシティ神戸「パール・ルーム」(2階)

3. 出席者氏名

出席委員

田中 忠明 / 西川 太 / 折見 勝治 / 山根 勝法
鍋島 弘行 / 高橋 昭 / 前田 健二 / 今津 時長
藤本 昭夫 / 坂井 淳 / 三本菅善昭

以上11名

(欠席委員 杉本 光春 / 小川 守男 / 荒井 修亮)

臨席者

水産庁 資源管理部	管理課	漁業管理推進官	佐藤 力生
"	"	企画班課長補佐	大隈 篤
"	"	計 画 係 長	笠原 光人
"	"	助 成 係 長	犬塚 良一
水産庁 増殖推進部 漁場資源課		資源管理調査係長	望月喜多司
瀬戸内海区水産研究所		海区水産業研究部長	有馬 郷司
"		海区水産業研究室長	永井 達樹
九州漁業調整事務所		次 長	内海 和彦
"		沖 合 課 長	黒田 正道
"		資源管理計画官	石山 靖幸
"		資源管理係長	西部 博秀
"		沿岸第二係長	千葉 桂吾
"		沿岸第一係	山下 英史
瀬戸内海漁業調整事務所		所 長	須田 健二
"		総 務 課 長	高本 實
"		調 整 課 長	高屋 繁樹
"		資 源 課 長	大田 浩二
"		指 導 課 長	栗田 雅弘
"		資源保護管理指導官	櫻林 正夫

"	資源管理計画官	小林 一彦
"	漁船検査官	岡崎久美子
"	調整係長	佐藤 岳史
"	漁場整備係長	小林 一弘
"	総務係	武下 久恵
"	資源管理係	生駒 潔
"	"	萩原 邦夫
"	振興係	秋本 直樹
和歌山海区漁業調整委員会	事務局 長	池永 勝彦
和歌山県農林水産部水産課	主 幹	井辺 勝次
"	主 任	中筋 孝
"	主 査	中西 一
大阪海区漁業調整委員会	書記 長	新免 浅利
大阪府環境農林水産部水産課	課長補佐	森 政次
"	総括主査	亀井 誠
"	課長補佐	蓮井 正則
兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事務局 長	森 哲雄
"	主 査	内田 健二
兵庫県農林水産部水産課	漁場資源管理室長	野中 大
"	課長補佐兼資源管理係長	三木 宗和
"	課長補佐兼漁政係長	広瀬 和孝
"	主 査	平石 靖人
"	技 術 吏 員	大野 泰史
岡山海区漁業調整委員会	次 長	池上 徹
岡山県農林水産部水産課	主 査	田丸 和秀
広島海区漁業調整委員会	事務局 長	平本 義春
広島県農林水産部漁業調整室	主任技師	寺田 誠
走島漁業共同組合	代表理事組合長	高橋 勝盛
"	魚網協議会会長	三阪 敏照
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会	事務局 長	清水 敏夫
山口県水産部漁政課	主任技師	南野 辰夫
徳島県農林水産部水産課	主任兼係長	船越 進
徳島県農林水産部水産課漁業調整室	係 長	大塚 弘之
香川海区漁業調整委員会	副 主 幹	菊地 博史
香川県農林水産部水産課	主 任	香川 哲
"	主 査	牧野 弘靖
愛媛県農林水産部水産課	技術課長補佐	佐々木 宣良

〃	栽培漁業係長	滝本 真一
〃	漁業調整係長	大川 恵三
〃	漁場管理係長	和田 有二
愛媛県中予水産試験場東予分場	主任研究員	河野 芳巳
愛媛県漁業協同組合連合会	参事	松根 嵩
〃	漁政部長	実好 善久
今治漁業協同組合	参事	吉井 啓典
〃	組合員	大沢 国光
福岡県豊前海区漁業調整委員会	技術主査	恵崎 撰
大分県林業水産部漁政課	参事	小野 眞一
〃	係長	窪田 史朗
〃	主査	大屋 寛
熊本県天草不知火海区漁業調査委員会委員	九州ルーテル学院大学教授	福田 靖
熊本県有明海区漁業調整委員会委員	横島漁業協同組合長	青山 行男
〃	鏡町漁協組合長	宮本 勝
熊本県水産振興課	主任技師	岡田 丘
八代漁業協同組合	副組合長	平田 剛
日本栽培漁業協会	常務	清水 悟
水産経済新聞		川邊 一郎

4 . 議題

1 . 資源回復計画及び担保措置（委員会指示の発動）の承認について

2 . その他

5 . 議事の内容

(1 4 時 0 0 分開会)

(小林資源管理計画官)

大変お待たせいたしました。それでは、坂井委員の方から連絡がありまして、こちらに向かっているということでございますので、ただ今から、第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたします。

なお、本日は和歌山県の杉本委員、兵庫県の小川委員、大臣選任委員の荒井委員が事情やむを得ず欠席されておりますが、定数の過半数を超える委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用いたします第101条に基づき本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

次に藤本会長、佐藤漁業管理推進官、事務局であります瀬戸内海漁業調整事務所須田所長からご挨拶をいただきたいと思っております。

それではまず初めに藤本会長、よろしくお願ひいたします。

(藤本会長挨拶)

(藤本会長)

それでは、一言ご挨拶申し上げます。

本日は第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会を開催いたしましたところ、各委員の皆様には何かとお忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございました。また、水産庁資源管理部管理課佐藤漁業管理推進官をはじめ、ご来賓の皆様におかれましても、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。

瀬戸内海におきましては、狭隘な水域の中で多数の漁業者が限られた資源を共有しており、加えて資源が全体として枯渇あるいは減少傾向にございます。瀬戸内海では、前身の瀬戸内海連合海区漁業調整委員会の時代から地域ごとにさわらの資源管理の取り組みが行われてまいりましたが、現在の状況に鑑みれば瀬戸内海全域での早急な取り組みが欠かすことができず、根本的な問題解決が必要でございまして、この対策として資源回復計画の導入が不可欠であると思っております。

本委員会は広域的な資源管理の中核となる機関でございまして、瀬戸内海における資源管理及び漁業調整等において、その機能を十分に発揮させることが極めて重要でございます。その責務を果たすことが資源回復の実現につながるものと確信をいたしております。

前回の委員会も含めたこれまでの取り組みを振り返ってみれば、瀬戸内海の漁業の複雑さを改めて感じた次第でございます。錯綜した漁業関係を整理しつつ、資源回復を図っていくためには、本委員会の調整機能がますます重要となってくるわけでございます。委員の皆様をはじめ、関係者の皆様におかれましては瀬戸内海全体が活力に満ちたものとなるように、広い視野をもって資源回復計画を推進する役割を果たしていただくことをお願い

申しあげます。

本日の案件といたしましては、前回に引き続き「資源回復計画及び規制措置（委員会指示の発動）の承認について」を予定しております。この案件は資源回復計画を実施していく上での根幹を成すものでありますので、委員の皆様の見識あるご意見をいただきたく、活発なご議論をよろしくお願いいたします。

今後も瀬戸内海漁業のより一層の振興を目指し、委員の皆様方にもさらなるご尽力をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。どうかよろしくお願いいたします。

（小林資源管理計画官）

ありがとうございました。

続きまして、佐藤漁業管理推進官、よろしくお願いいたします。

（ 佐藤漁業管理推進官挨拶 ）

（佐藤漁業管理推進官）

水産庁資源管理部管理課漁業管理推進官の佐藤です。

第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会が開催するに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度、瀬戸内海広域漁業調整委員会におきましては、瀬戸内海系群のさわらに関する資源回復計画に着手することになりました。本来、資源回復計画は国民全体の共有財産とも言える水産資源の回復を図り、水産物の安定供給を実現していくという水産基本法の理念に基づくものであります。そういうことから、水産庁のみならず関係府県、それから漁協、漁業者等関係者が一丸となって具体的な施策を推進していくことにより、漁業の振興はもちろんのこと、資源の維持、国民への食糧供給の面から国民全体の利益に貢献することは明らかであります。

ご案内のとおり、瀬戸内海は古くから漁業が行われており、狭隘な水域で多数の漁業者が複雑な入会関係を持ち、加えて県境が不明確であります。このような事情から瀬戸内海は古くから漁業の紛争地域であり、そのため漁業秩序の確立や資源管理の施策が地域によっては遅れているところがあります。しかしこれらの漁業の問題と申しますのは、漁業種類、地域の問題が利害関係を伴い複雑に絡みあっているため、瀬戸内海全体の資源管理の在り方とそれにかかる漁業調整等を取り扱う本委員会には、全般的な考慮と公正な立場の堅持が求められていると思います。

このような観点から、本委員会での資源回復計画にかかる審議が関係者のみならず、広く国民の理解と信頼を得ることとなりますよう、委員各位の格別の配慮をお願いいたします。

今回のさわら資源回復計画につきましては、後で大隈の方から説明させていただきます

が、現在水産庁が13年度中に作成をしようという4本の資源回復計画の中でも、最も強い関心が寄せられている動きであります。それは関係県の取り組みからの広がりから端を発したということであり、また瀬戸内海の11府県にわたる調整が非常に困難であるということが挙げられますが、逆に言いますと、その思いを達成してそれを実行したときにもたらされる利益は逆に高いものが期待されるということだと思えます。

資源管理の根本に迫る資源回復計画という施策の成・否は、今回のさわらの資源回復計画の進捗にかかっています。この資源回復計画の成果により、多くの方々が利益を享受できるよう、委員会のみならず関係者すべてのご尽力により是非とも実のあるものとしていただきたく、お願い申し上げます。

最後になりましたけれども、本日お集まりの皆様方のご健康と今後のご活躍を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(小林資源管理計画官)

ありがとうございました。

最後に須田所長より、ご挨拶をお願いします。

(須田所長挨拶)

(須田所長)

瀬戸内海漁業調整事務所長の須田と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は第4回の瀬戸内海広域漁業調整委員会の開催に当たり、委員の皆様、水産庁、関係府県の来賓の方々におかれましては、年度末大変お忙しい中、また、お足元お悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、前回2月に開催しました第3回の委員会におきましては、水産基本法の理念に基づきまして、資源回復計画案を委員の皆様にお示しし、審議していただきました。資源回復計画へのTAE制度の導入に当たりまして、さわらを対象魚種として政令指定することが前回の委員会です承されたところでございます。しかし、資源回復計画案そのものにつきましては、事務局の時間的制約もございまして、規制措置案について委員の納得をいただけない部分が残ってしまったというのが経緯でございます。しかし、今回お示しします案は、我々を含めまして現場の方でも、精力的に最後の調整をやっていただきまして、第3回にお示しした案を修正したものとなっております。今後、資源の現状等を見極めながら、資源回復計画を的確に運用しつつ、よりよいものとなるよう、可能な限り事務局としましても鋭意検討していく所存でございます。この点を十分ご理解いただきまして、ご協力のほどお願いしたいと思います。

さて、本日は、「資源回復計画及び担保措置(委員会指示)について」が議題として予定されてございます。今回、引き続き委員の皆様の見識あるご意見を頂戴いたしたく、審議のほどをよろしく願いいたしたいと存じます。

以上をもちまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。関係者の皆様におかれましては、今後とも瀬戸内海の漁業の発展のためにご尽力のほどをお願い申し上げたいと思います。

どうもありがとうございました。

(資料の確認)

(小林資源管理計画官)

ありがとうございました。

続きまして、本日使用いたします資料の確認をさせていただきます。

申し遅れましたが、瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官を務めております小林と申します。よろしく願いいたします。

それでは、まずお手元の資料でございますが、まず第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会議事次第が1枚、第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会の配席表、それから第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会出席者名簿というものがございまして、これは第4回の間違いでございますので、皆様方、訂正をお願いしたいと思います。それから「資源回復計画作成中の資源の分布・動向と計画概要」が1枚。それから、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画(案)」が14枚つづりになっております。「瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第一号(案)」が4枚つづりになってございます。

以上でございますけれども、何か不足のものがございましたら事務局の方まで申し出ていただければ幸いです。

それでは藤本会長、これより議事の進行をお願いしたいと思います。

(議事録署名議員の選任)

(藤本会長)

それでは議長を務めさせていただきます。

議事に先立ちまして、後ほどまとめられます本委員会の議事録の署名人を選出しておく必要がございます。従来からの慣例によりますと、私の方から指名させていただいておりますが、今回もそのように取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」という者あり)

(藤本会長)

ありがとうございます。それでは、僭越でございますが、私の方から議事録署名人を指名させていただきます。

広島県の折見委員さん、それから山口県の山根委員さんのお二方をお願いします。どう

ぞよろしく願いたします。

それでは議事に移ります。

皆様、ご承知のとおり、去る2月25日の第3回委員会において、T A E 制度にかかるさわらの魚種指定が承認され、続いてさわらの資源回復計画案について協議を行ったところでございます。しかし、資源回復計画案については、規制措置に係る関係漁業者の調整が不十分であるとの意見があり、論議の末、十分な調整を行った上で再度委員会で審議するとの結論が出されました。これを受けて事務局は再調整を行い、このたび修正案が提出されることになりました。

資源回復計画案につきましては、事務局より説明をいたしますが、その前にT A E 制度に係るさわらの魚種指定、他海区の資源回復計画の状況について、事務局より簡単にご報告をしていただきたいと思います。

お願いします。

（ T A E 制度に係るさわらの魚種指定、 他海区の資源回復計画の状況の報告 ）

（大隈課長補佐）

管理課の大隈と申します。ただ今、会長の方からお話していただきましたように、他の海区におきます資源回復計画の検討状況、それから、それに合わせましてT A E の政令指定、その経過等について私の方からご報告させていただきます。資料といたしましては、「資源回復計画作成中の資源の分布・動向と計画概要」という1枚の日本地図が書いておりますけれども、その資料をご覧ください。

瀬戸内海で検討されております瀬戸内海さわら資源の回復計画につきましては、別にここで説明するというのもございませんので省略いたしますけれども、他の海域におきます資源回復計画の作成の状況ということにつきましては、まずこの地図の上の段からいきますと、太平洋北部沖合性カレイ類資源に対する回復計画というのが1つございます。これは委員会といたしましては、太平洋広域漁業調整委員会の太平洋北部会において、ご審議をいただいていたところでございます。具体的な魚種といたしましてはサメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウなどの主に太平洋の北部域、青森県から基本的には茨城県までの比較的沖合の海面で、沖合底びき網漁業もしくは小型底びき網漁業によって漁獲されておりますカレイ類を対象に計画案が進められると思います。具体的な措置といたしましては、例えば産卵群に対する漁獲が中心でありましたサメガレイにつきましては、産卵期について従来よりも長い休漁期間を新たに追加しようとしておりますし、それ以外の魚種につきましても基本的に魚具の改良、また底びき網漁業ですので、網目の拡大などの措置によりまして、まずは小型魚の採捕というものの要請を図ろうとしております。当然、底質に依存するカレイ類でございますので、これに合わせまして海底清掃といったものを例えば休漁船などを活用いたしまして積極的に行って、資源量の底上げを図ろうとい

う取り組みを行っております。これにつきましては、2月26日に太平洋北部会が開催されまして、我々の方から計画の原案をご提示いたしまして、その内容についてご了承いただいているところでございます。

次に、日本海西部アカガレイ資源、これは対象県といたしましては石川県から島根県まででございます。ちょうど瀬戸内海の裏側になりますけれども、ここにおきましても比較的沖合性の強いアカガレイ及びそれに関連いたしまして、同様の漁場で捕獲されますズワイガニに関する回復計画が準備されておりました、これも漁業種類としましては沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、それから一部のかご漁業が対象となっております。具体的な資源回復措置として想定されておりますのは、保護区域を設けまして、従来よりも漁場の範囲をある程度設定しようとしております。それから、休漁期間の延長というものを設けまして、その休漁期間中を利用いたしました海底清掃といったものを行おうとしております。また漁具改良といたしましては、例えばズワイガニを漁獲してはならない時期には、そもそもズワイガニが網に入ってしまうと水揚げするわけにはいきませんので、海底の中でそういったものが分離できるような改良漁具といったものの導入を今想定しております。この日本海西部につきましても日本海九州西広域漁業調整委員会の日本海西部会で協議されておりました、これは去る2月15日に開催された際に、同様に計画の概略についてはご了承いただいております。

次に、伊勢湾の小型底びき網漁業の対象資源ということで、具体的な魚種といたしましては、トラフグ、マアナゴ、シャコ、この3種類の魚種を想定しておりますけれども、これらをご承知のとおり、伊勢湾において小型底びき網漁業によって漁獲されている魚種でございます。この魚種に対する具体的な資源回復措置として想定しておりますのは、例えば魚種によって多少取り組みが違いますが、まずトラフグにつきましては、小型魚の禁漁期間を新たに設置しようとしております。これは10月か11月ぐらいに比較的小型のトラフグが大量に漁獲される時期がございますので、そこにつきましては、このトラフグの水揚げを禁止するという禁止期間を設定いたしまして、フグ全体を漁獲をするにしても、成長してからの漁獲を行うという発想にございます。

それからアナゴにつきましては、全長制限の強化を図ろうとしております。またこれはアナゴとシャコ共に関係あるのですけれども、漁具の改良と申しますか、瀬戸内海でも一部地域で取り組まれた事例があると承知しておりますけれども、水揚げしたシャコの中でも小型で再放流しなければならないものが、今までの場合非常にへい死率が高く、それを防止する目的で、漁獲物を選別している間、水をかけられるようなシャワー装置を船に導入しようという取り組みが図られております。

それから全般的にということもございますけれども、内湾であるために大変海底の状況が悪いことから冬期に1カ月程度設置する休漁期間を利用いたしまして、伊勢湾の海底清掃、海底工事といったものを積極的に行おうとする取り組みが中心となっております。これにつきましても、去る2月27日に開催されました太平洋広域漁業調整委員会の太平洋南部会において原案を公表いたしまして、その了承をいただいております。

以上の3計画につきましては、それぞれの関係する広域漁業調整委員会で、計画の概略について了解を得ております。まだ最終的に詰めを行っていないところがございますので、これは我々本庁管理課で適宜行っておりますが、予定といたしましては、最終的な詰めを関係県及び関係漁業者協議会との了承を最終的に得た段階で庁内的に手続きを取り、水産庁からこの回復計画が作成されましたということで4月もしくは5月の早いうちに公表を行う予定であります。

なお、もう1点、太平洋のマサバ資源に対する資源回復計画というものにつきましても、平成13年度から計画の策定には着手しておりますけれども、太平洋のマサバにつきましては、他の魚種とは異なりまして、卓越年級群、すなわち小型魚が大量に発生したという情報が入りました段階で、最終的に計画を策定することにしておりますので、既に関係業界等々の意見交換等は重々行っておりまして、これに関してはまだ作成については途上ということでございます。

このように、瀬戸内海のさわらをはじめ、太平洋北部の沖合性カレイ、日本海西部のアカガレイ、それから伊勢湾小型底びき網漁業の対象種の4計画につきましては、既に計画の概略といったものが整いつつありまして、そこで関係ある魚種につきましては、T A Eの管理制度に乗せるべく、先ほど所長の方からご紹介いただきましたT A E魚種としての政令指定に関する手続きが取られているという状況であります。具体的には太平洋北部の沖合性カレイ類資源に関しましては、その中からサメガレイとヤナギムシガレイ、それから日本海西部につきましては、アカガレイそのものでございます。伊勢湾の小型底びき網対象種資源につきましては、その中からトラフグ、それから瀬戸内海のさわらという以上5つの魚種につきまして、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」の施行令、すなわち政令でございますけれども、その中におきまして漁獲努力可能量、つまりT A Eを決定して資源の保存管理を行うべき対象種である第一種特定海洋生物資源の対象種とするということで政令改正の作業が進められているところです。これにつきましては、各委員会からT A E指定をするということでご了解をいただいているということを受けた後に、去る3月12日に開催されました水産政策審議会の資源管理分科会にこの政令を改正してよろしいかということの諮問、答申が行われまして、そこでご了承をいただき、今は法律的な手続きを進めておりまして、予定といたしましては4月2日に最終的な閣議決定、そして4月5日に官報掲載が行われ、同日付でこれが施行となりまして、4月5日から以上の5つの魚種がT A Eの対象種になるという形になります。またご承知かと思っておりますけれども、T A Eの対象種として政令指定されたからといって、すぐに具体的な規制措置がかかるといったものでございませぬ。今後さらに漁業者協議会でも都道府県の方とご相談させていただきながら、具体的なT A Eの管理に関します大臣が定める計画の詰めが今後行われていきまして、将来的には遅くても秋ぐらいにまでには施行できる魚種につきましてこの具体的なT A E管理計画というものが定められ、それに基づきます漁獲努力量の管理といったものがスタートする予定でございます。以上でございます。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告について、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

では続きまして、「資源回復計画及び担保措置（委員会指示の発動）の承認について」の説明を事務局よりお願いします。

(資源回復計画案について説明)

(小林資源管理計画官)

それでは、さわら資源回復計画案につきまして事務局より説明させていただきます。

先ほどもお話にありましたとおり、2月25日の第3回広域漁業調整委員会におきまして、資源回復計画につきましては規制措置に係る調整未了部分につきまして、さらに協議調整を行って、早急に計画案を了承できるように関係者に対し要請がなされたところでございます。これを受けまして、事務局といたしましてもこれまで調整未了であった地域につきまして、鋭意協議、及び調整を行ってきたところでございます。今月23日の土曜日開催されました第2回さわらブロック漁業者協議会におきまして、現時点において調整しうる最大限のものということで修正案を提出させていただきまして、その中で協議いただき、了承されたものであるということをご報告いたしまして、本日皆様に計画案の変更部分につきましてお示しさせていただきたいと思っております。

それでは資料でございますが、「さわら瀬戸内海系群資源回復計画（案）」の9ページ目を開いていただきたいと思います。上の方に表が途中で切れているのがございますけれども、まず先ほど申し上げました調整の結果であります。燧灘と安芸灘のさわら流し網の規制措置の休漁部分につきましては、9月1日から9月30日までということとなりまして、米印にありますように燧灘及び安芸灘のさわら流し網漁業の規制措置につきましては、10、11月の休漁等漁獲努力量削減措置につきまして引き続き検討するということとさせていただいております。次に11ページを見ていただきたいと思います。11ページ8番のその他、これも前回の広域漁業調整委員会におきまして、坂井委員の方から漁業者の資源管理の取り組み、あるいは積極的資源培養措置などの取り組みにつきまして情報提供することによって、漁業者もこの資源を回復しているんだということを広く知らせることが必要ではないかといったような意見を踏まえまして、その旨この中に記述を加えているところがございます。

以上が簡単でございますが、資源回復計画の説明とさせていただきます。

(高屋調整課長)

続きまして、担保措置の方につきまして変更になった点についてご説明をさせていただきます。瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第一号（案）の方をごらんいただきますが、3

ページ目にまず用語を少し修正させていただきました。具体的には網目の制限ですが、前回お示しした案では、さわら流し網漁業と記しておりましたが、非常に漁業種類の名称などで混乱を起こしますことから、趣旨を明確にするためにさわらを目的とした流し網漁業という形に修正させていただきました。

それからもう1点、ただいま小林の方から説明させていただきましたように、休漁期間に変更がございましたので、3番の区域の操業制限の表中、燧灘及び安芸灘の部分の期間を9月30日までといずれも変更させていただいております。

そして最後ですが、指示の有効期間というところで、本日調整未了の部分についてはかなり煮詰まって来ているという状況であると認識をしておりますので、最初の休漁が始まりますのは14年5月1日からと定めております。

以上でございます。

(大田資源課長)

委員の皆様から要望のありましたさわらの種苗放流についてご報告いたします。

さわらの種苗放流につきましては、漁獲規制等の資源回復措置につきまして、早期に一定の資源水準まで回復させるための資源添加と位置づけまして、瀬戸内海の東西の縁の元に種苗を生産し、中間育成、放流を行うことといたします。種苗生産、技術開発につきましては日本栽培協会において行いまして、東部系群につきましては屋島事業場、西部系群につきましては伯方島事業場の方にて、それぞれ5万尾を生産するというふうになっております。それから中間育成、放流につきましては、100ミリサイズ程度まで育成し放流することとしております。東部系群につきましては、香川県におきまして4万尾、岡山県では日生漁協によって1万尾、それから西部系群につきましては、広島県の走島漁協において1万尾、それから愛媛県におきましては宮窪町漁協及び大浜漁協においてそれぞれ2万尾を実施する予定でございます。それから日裁協の各事業場での種苗生産に伴う受精卵の確保等につきましては、香川県あるいは愛媛県の各水産試験場、それから県漁連や、もちろん漁業者の方たちによる協力体制が整っております。

今後とも資源を利用する関係府県、それから漁業者の皆様方のご協力が不可欠であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(藤本会長)

はい、ありがとうございました。

それでは資源回復計画案及び委員会指示案に関しまして、委員の皆様のご意見等お願ひしたいと思います。

高橋委員。

(高橋委員)

今、資源回復計画案について伺ったわけですが、9ページの規制措置中の燧灘について、最初は9月、10月、11月の3カ月間休漁ということだったわけですが、これが9月だけの休漁になったということで、検討するということが書かれてるんですが、これをもうひとつ詳しくご説明いただけませんか。

(高屋調整課長)

説明させていただきます。資源回復計画の推進に当たっては、当然取り組む漁業者の漁業調整というものが必要でございます。前回の広域漁業調整委員会の指摘を受けて、やはり突然取り組むと地域ごとにいろいろございますので、その中での調整というものを進めてまいりました。何分、短い時間の中での調整ということで、現在できる最大の目標まで、今回進んだと思っておりますが、資源回復計画については当然資源の状況を見守りながら皆様取り組みを進めていくことから、これはあくまでスタートと考えておきまして、引き続き資源に対する適切な規制というものを考えて放流などの資源への取り組みを行っていくという趣旨でございます。今後の状況を見ながら進めていきたいという意味でございます。

(高橋委員)

ということは、これはあくまで経過措置だということで理解してよろしいですか。

(高屋調整課長)

状況を当然見つつ、今後も引き続き取り組んでいくという趣旨でございます。

(高橋委員)

わかりました。

それでは、そのことについて考えを申し上げますが、私は資源の漁獲努力量の削減については9月、10月、11月を休漁するのが1番いいという考えは今も変わっておりません。ただそのことだけにこだわって、全体の歩調が合わないためにこの問題がスタートできないということになりますと、時間ばかりかかって、資源にますますダメージを深く与えるということで、これはいつまで頑張っても仕方がないという気がします。ですから小異を捨てて大同につくとなるのでしょうか。しかしながら、この問題は話がついたからそのままいくというのではなくて、この文面にありますように引き続き検討していただきたい。ご説明の言葉をつかまえてどうこうと言うつもりはありませんけれども、本当に真剣に取り組んでいただきたい。1日も早く、これはあるべき姿につくようご努力をいただき、だからといって今までご尽力いただいた方々の努力は本当に大変だったと思いますけれども、このことをもってよしとする、完了するというのではなくて、今後とも今までにも増してご努力いただきたいと思っております。

それからもう2点ほどございます。先ほど来のご説明でも種苗放流の問題が出ておりま

した。これは休漁するという話の中で、控え目に言っておったわけでございますけれども、瀬戸内海という非常に恵まれた豊かな海がございます。資源を早急に回復するために、休漁せざるを得ないという漁業者の言葉を思いますときに、技術的に種苗放流をもっともっとならば資源回復するんだというお話も聞いております。ただ何万というオーダーでなくて、10万の単位での種苗を放流すれば、これは目に見える効果があるというお話も聞いております。ですから先ほどの1万、2万というオーダーでの放流で満足する話ではとてもなく、これから更なる放流の増強に努めていただきたい。これも休漁についての1つの大きい条件のような気がしてならないのです。やはり漁業者に海があるのに操業するなというのは本当に忍びない話でございます。ですから、そのあたりも特にお考えいただきたい。

それからもう1点、前回の会議のときに坂井委員からお話がありましたが、漁業者のこの取り組みを広く国民に知っていただくことは本当に大事なことだと思います。さらに国民に知っていただくだけではなくて、この休漁問題がだんだんに深く取り組んでいかれるようになりますと遊漁の問題も放っておくことはできません。特にひき縄の問題はすぐに火がついている話ではないかと思うのです。そういう意味で、遊漁をやっている人たちにも、漁業者がこれほど切実に歯をくいしばって頑張っているんだということを知っていただくためにも、また、種苗放流等いろいろな取り組みをしているということを国民に知らせるためにも周知するようお願いしたいと思えます。

以上3点でございます。

(藤本会長)

はい、前田委員さん。

(前田委員)

ただいま高橋委員さんから遊漁に関していろいろお話がありましたけれども、私も基本的にはそのように思っています。

9ページの米印のところでございますが、この計画を進めていくということはいろいろな問題が起きてくると思うわけです。今の時点でどんな問題が起きるかというのはわかりませんが、おそらくいろいろな問題が起きてくる。前向きにこれからも取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

ただ、資源回復計画を前向きに取り組んでいくためには、1番肝心なことは今回この計画が認められれば、本当に実行できるかどうか1番基本になると思うのです。これが実行できなければ、何もかも資源回復計画そのものが前を向いていかない。だから、今年これが決まれば、これを漁業者に守ってもらう、あるいは守らすと、スムーズに決めたことが実行できるということに全力を尽くしたいと考えております。ですから、初めての試みですので、この取り決めを守らず、守ってもらうという段階で、どんな問題がまた生じるかもわかりません。そのときには県の行政あるいは県漁連、あるいは漁業者、地元でそう

いう問題が生じたときには、解決するように努力はしたいと思っておりますけれども、万が一そういう事態になりましたときにはまた水産庁の努力を私どももお願いしたい。そんなことで今日の資源回復計画あるいは委員会指示については異存ございません。

(須田所長)

事務局の方から、今の両委員のご発言に関係しまして、一言申し上げておきたいと思っております。両委員のご指摘、事務局としても全く同意見でございます。とにかく取り組みのスタートラインに立つこと、これが非常に大事かと思っております。それと合わせて、この取り組みの目的でありますさわらの資源というのを、国民共用財産の1つとして早急に回復する成果を引き出すということに向けて、全力を尽くしていくのが非常に大事だと思っております。ご指導を受けて、私ども事務局としても十分肝に命じまして、一刻も早く成果を結びますように最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつ皆様方のご協力を、この場を借りましてお願いいたしていきたいと思っております。

資源回復計画そのもの以外も、高橋委員ご指摘であります栽培の件につきましても、重々承知しておりますし、予算の確保に向けて最大限の努力を尽くしたいと思っております。ただ細かい具体的なところにつきましては、日裁協の能力の問題、それから技術移転の問題等々、いろいろご相談していかなければならない点もあるかと思っておりますので、早急にこれは担当の関係の方々との事務的な手続きを詰めていきたいと思っております。

取り組み自体も国民への周知、あるいは遊漁者の協力という点、これもやはり欠かせないことだと思うのです。関係者の知恵を出し合って、また系統等のご協力等をお願いするべく、全漁連等とも相談させていただきながら、できる限り具体的な取り組みを行いたいと思っております。

(藤本会長)

はい、どうぞ。

(前田委員)

今、所長さんから大変ありがたいお言葉をいただきまして、非常に心強く思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。実は私個人的には、漁業者の理解をここまで得られるのは、今年度中は無理ではないかなという考えを一時したこともございます。しかし県の担当、漁連、漁業者が、40数回漁業者協議会を開催したと思っておりますけれども、現地で議論して、やっと皆さんの力でここまで辿り着くことができました。一応この場を借りて全部終了したということをご報告させていただきます。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

はい、田中委員さん。

(田中委員)

今、瀬戸内事務所から、肝心な事を何もしていないのではないかというようなことでしたが、私どもはそのようなつもりはないのですが、どのような考えでいらっしゃるでしょうか。

(高屋調整課長)

田中委員からご指摘のあったとおり、全県におきまして各県非常な苦勞があって、今日の会議の場に来たということは、調整の担当として私自身深く認識しているところでございます。今、発言された委員以外の方でも、本当にここまで、言葉に尽くせないというぐらいの努力があったと思います。大阪府、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、そして福岡県、今日欠席されている和歌山県、兵庫県、本当に何度も何度も、この議論に至るまでの努力があった。そして許可の制度、漁業の実態というものを、どれだけの苦勞をかけてここまで来たかという点については十分理解しておりますし、その点についても、しっかりアピールしていくということが必要であるというふうに認識しております。

(田中委員)

種苗生産は行っているのに各県の取り組みについては何も報告がないのですが、その点についてどのようにお考えですか。

(大田資源課長)

ただ今私の方から申し上げましたのは、日裁協で生産した種苗を中間育成するところが、具体的どこで、更にどういうふうになっているかというお話でございます。大阪府、あるいは岡山県などほとんどの県の方々が船上での受精卵放流というものを行っていることは認識しております。

(田中委員)

それはわかった。どうしてそのことを言わないんだ。

(大田資源課長)

私が説明したのは、いわゆる種苗生産した受精卵を採って、それから種苗生産をし、それを中間育成をして放流するという事業について申し上げた話でございます。各府県で行われ、漁業者自らが行っている受精卵放流につきましては、この資源回復計画案の中にも明確に記述してありますし、そのご努力は継続していただき、更に努力するという事で資源回復計画案の中にも明記されています。

(田中委員)

水産試験場もさわら資源回復のために懸命に取り組んでいるわけであり、受精卵を放流した、その結果については、きちんと公表するべきである。

(大田資源課長)

受精卵放流につきましては、この7ページにも書いてございますが、漁業者の自主的な資源管理の取り組みといたしまして、大阪府、それから兵庫県、岡山県、香川県の各漁業者において、受精卵放流が行われていることをこの場で改めてお知らせいたします。

また、今後各漁業者の受精卵放流の実施の様子や、それから種苗放流、中間育成の実態、この辺を含めて積極的にPRしていきたいと考えております。

(西川委員)

ちょっと済みません。よろしいですか。

(藤本会長)

はい、西川委員。

(西川委員)

それぞれの海区にはそれぞれのいろいろな事情があることはわかるわけでございます。こんな状況の中で、他県の努力を見て来たわけであり、このことも十分理解できますので、私は原案には賛成であるわけでありますが、ただ瀬戸内海はご承知のように、昔から手を取りあって今日まで来た経緯があるわけです。こういうこともありますので、1年でも早く同じ土俵に上がるんだということで、瀬戸内海漁業調整事務所も、県の行政も、さらに一段と努力をしていただきますことを要望をしておきたいと思っております。

それから田中委員さんが先ほど支援策についておっしゃっておられたのですが、支援策というのはなかなか難しいと思うのです。漁業者間で不公平が生じた際には、お互い漁業者同士が反目するというようなことも考えられますので、十分に慎重に進めていただくことをお願い致します。

(藤本会長)

ほかにございませんか。

山根委員さん。

(山根委員)

今回のことに直接は関係ないのですが、私どもの所は以前、トリガイを日本各地から取り寄せて製造しておりました。最近は外国から輸入してトリガイの製造をしております。それが2～3年前からおいしくないトリガイということで、相場が暴落しております。今年あたりも、いろいろな所でトリガイがわいている話は聞いているのですが、とって帰っ

て製造するような単価ではございません。

さわらにおいても、これだけの規制をかけると相当の数が外国から入ってくることが予想がされます。くれぐれもおいしくないさわらが輸入されて、資源が回復できた時点でさわらが売れないようなことにはならないように、ぜひ水産庁にお願いしておきたいと思えます。

(藤本会長)

ほかにご覧ですか。

それでは、ないようでございますからやむを得ぬ事情により欠席されました荒井委員さん、小川委員さん、そして和歌山海区漁業調整委員会から資源回復計画に係る意見書が本委員会へ提出されていますので、ご紹介をいたします。

まず荒井委員さんの意見書を読ませていただきます。

第3回瀬戸内海広域漁業調整委員会において、慎重なご審議があったことと存じますが、さわら資源の回復に要する諸施策は科学的根拠と政策的配慮がなされたものであり、現時点ではもっとも妥当な施策であると考えられます。一方、さわらを対象とした漁場である流し網漁業の漁期は今まさに始まろうとしております。さわら資源の減少を食いとめ、将来の資源回復を図るためには、一刻の猶予もなく諸施策を強力に押し進めていく必要があると考えます。

昨今、食品の安全性を巡って様々な不祥事が生じていることは、私たち一次産業に関係する者にとって、大変遺憾なことであります。自然の恵みである水産資源を守り育てることは、ただ単に利益を追求する経済行為でなく、伝統的な食文化をも守り育てていく崇高な行為でもあります。世代を越えて永続的に水産資源を守り育てていくことは、まことに誇り高い名誉ある行為です。

前回の意見書でも述べさせていただきましたが、さわら資源の問題については、資源の減少という自然現象に加えて、漁業調整上の様々な問題をかかえた社会問題でもあります。社会・経済・歴史的に多様な背景を有する地域間の利害が時として対立することは、やむを得ないことではあります。繰り返しになりますが、瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員各位におかれましては、ぜひとも「我が子・我が孫の資源を責任を持って守っていくのだ」という、次世代を見据えた高邁な識見からの議論をお願いしたいと考えております。

以上、誠に僭越ながら私見を述べさせていただきます。

荒井委員さんの意見書でございました。

続きまして、兵庫県の小川委員からの意見書でございます。

一部の海域の漁業者の理解が得られなかったことから、当初の計画案どおりに資源回復計画が策定されないことは残念であるが、一刻も早く関係漁業者総意の基に、公平に資源回復計画に対する取り組みが実施できるように関係者のご努力を期待する。

このたびの混乱の原因は 播磨灘から始まった自主的な資源管理を、一気に瀬戸内海全域に公的規制として拡大したこと、漁業経営が厳しい状況にある中、規制措置に対する

漁業者の不安感を払拭できなかつたことにあると考える。

今後、水産庁においては、さわらの資源状況の把握に努め、科学的根拠の基に、規制措置の必要性、規制措置の実施に伴う効果を明確に漁業者に提示するとともに、資源回復計画の重点施策として、種苗放流の拡充、漁場環境の調査並びに漁場環境の改善に積極的に取り組んでいただきたい。

また、さわら以外の魚種について資源回復計画を作成する場合は、各地域における対象魚種の重要性、漁業調整の課題等について関係者の意見を十分聴いた上で、漁獲努力量削減措置だけを重点的に取り組むのではなく、資源回復のための最も有効な手段を検討するようにしていただきたい。

小川委員からの意見書でした。

続きまして、和歌山海区漁業調整委員会の意見書です。

「さわら瀬戸内海系群資源回復計画（案）」については本県操業海域における漁獲努力量削減措置を含め、基本的に異論はありません。

本計画（案）の実行に際しては、資源回復措置の実施状況の把握、さわら資源動向の調査、資源回復措置の評価と見直し等、計画のきめ細かい進行管理を行い、さわら資源の速やかな回復が図れるよう、特段の配慮をお願いします。

和歌山県海区漁業調整委員会の意見書でございました。

また資源回復計画の審議が行われることを耳にした愛媛県まき網漁業協議会の林会長と大分県旋網漁業協同組合の上野組合長からさわらの資源回復計画についての手紙を預かっておりますので、ここでご紹介をさせていただきます。

資源管理の必要性については、大中型まき網漁業を営む者も等しく認識しているところでありますが、経営上の問題などもあり、実際に実行することは難しいのが現実であります。特にこれが複数の都道府県に及ぶ場合には、更に大きな困難が伴うこととなりがちであります。

このような中であって、今回、広範囲な回遊を行うさわらについて、関係する漁業者の皆様により資源回復の取り組みが行われることは、非常に画期的であり、同じ漁業者としてその先進性に大いに期待するところであります。

大中型まき網漁業を営む者としても、同じ漁業者として資源に関する思いは同じであることから本計画を尊重し、できる限りの協力はしていきたいと考えております。

関係者の皆様のご努力による本計画が達成され、さわら資源の回復を通じて、瀬戸内海の漁業の維持・発展が図られるよう祈念いたしております。

愛媛県まき網漁業協議会と大分県旋網漁業協同組合からのメッセージでございました。

ほかにご意見はございませんか。意見も出尽くしたようでございますので、委員会指示を含めた本計画案を承認したいと考えますが、いかがでございましょうか。

お諮りいたします。

（「異議なし」という者あり）

（藤本会長）

ありがとうございます。委員会として本計画を承認いたします。事務局におかれましては本計画を実施するために必要な事務処理を進めておくようお願いいたします。

なお、今後の事務処理として、本委員会の意見等を踏まえ、国において正式な計画としてまとめあげることとなるわけですが、これに伴う部分的な修正、文言の訂正等につきましては、会長へ一任ということでご了解をいただきたく、各委員並びに関係者におかれましても、引き続き資源回復計画に対するご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日「さわら瀬戸内海系群資源回復計画」が承認されたわけですが、これは瀬戸内海全体の総括的な資源管理の取り組みの大きな前進であり、瀬戸内海における資源回復計画の推進が全国的な取り組みへと展開され、将来的に国民への水産物の安定供給を実現する基礎となるものと確信しております。

我々関係者一同は、今後とも、資源状況を踏まえ、より適切な資源回復措置を図り、初期の目的を果たしていく必要があります。皆様の更なるご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(小林資源管理計画官)

事務局より委員会指示案につきましては、今後必要な手続きを行い、官報掲載する予定でありますことをお知らせ致します。

(藤本会長)

その他として、本委員会で取り上げるべき事項等はありませんでしょうか。

ございませんか。

それでは、ほかにご意見等もないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会いたしたいと思っております。委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、貴重なご意見ありがとうございました。

なお、議事録署名人の折見委員と山根委員におかれましては、後日、事務局より議事録が送付されますので署名の方よろしくお願い致します。

これをもちまして、第4回瀬戸内海広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。